

燕市老人センター条例の一部改正について

燕市老人センター条例（平成18年燕市条例第122号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市老人センター条例の一部を改正する条例

燕市老人センター条例(平成18年燕市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「毎週火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。